

駐車場使用契約書

(A) 駐車場の表示

所在地	島田市金谷泉町1805-13	駐車場の名称	塚田駐車場
指定場所	No 別紙配置図参照 (使用区画の指定変更は、貸主が任意に行うことができる)		

(B) 駐車する自動車の表示

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

(C) 契約期間

年	月	日から	年	月	日まで	(以降1年毎自動更新)
---	---	-----	---	---	-----	-------------

(D) 貸主及び媒介業者の連絡先

貸主	氏名	有限会社 笠井不動産 代表取締役 笠井高広		
	住所	〒427-0037 島田市河原1丁目3-42		
	電話	0547-33-0555		

(E) 借主の連絡先

借主	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
	勤務先			電話	
	緊急連絡先	氏名		電話	

(F) 駐車料金・その他授受される金銭 (消費税込み)

駐車料金	月額 3,000円	業者への報酬	金 円 (消費税含)
日割駐車料金 (年 月分)	日割 円 (月 日～ 日) 月30日で計算		

(G) 駐車料金の支払方法

翌月分を毎月末日までに銀行振込により支払います (振込手数料は借主負担) または、口座振替 (前月28日) により支払います。 (口座振替手数料200円は借主負担)			
振込先	(金融機関・支店名)	(種類・口座番号)	(口座名義人)
	スルガ銀行 金谷支店	普通預金・2018677	(有)笠井不動産

貸主__甲__と借主__乙__は、次のとおり駐車場使用契約を締結する。

第1条 使用目的

借主は、頭書(A)記載の駐車場を頭書(B)記載の自動車の駐車用としてのみ使用する。

第2条 契約期間

契約期間は 頭書(C)記載のとおりとする。但し、契約期間満了1ヶ月前迄に貸主及び借主に異議のないときは、契約は同一条件で自動更新されたものとみなす。更新後の契約期間は1年間とする。

第3条 駐車料金

駐車料金は頭書(F)記載のとおりとし、支払方法は頭書(G)記載のとおりとする。なお、振込手数料は借主の負担とする。

2 月の中途における契約開始については、その月の駐車料金は1か月を30日として日割計算する。

3 月の中途で解約する場合、解約月の駐車料金については原則として日割計算をせず、借主は1か月分を支払うものとする。

第4条 反社会的勢力の排除に関する確約事項

貸主及び借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第5条 禁止事項

借主は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 駐車場内においては貸主の指示に従って秩序を守り、他に損害を与えたり迷惑となる行為を行ってはならない。万一、駐車場内にて貸主または第三者に損害を与えた場合は、借主は直ちにその全額を賠償しなければならない。
- (2) 借主は、駐車場を第三者に使用させたり、賃借権を譲渡若しくは転貸してはならない。
- (3) 借主は、危険物や有害な物質を積載して駐車してはならない。借主がこれを隠して駐車し貸主または第三者に損害を与えたときは、借主がこれを賠償しなければならない。
- (4) 借主は、他の契約者と争いを起こさず、契約車以外の車両、その他どのような器物も駐車場内に置いてはならない。
- (5) 借主は、本物件を反社会的勢力が利用する駐車場としてはならない。
- (6) 借主は、本物件内に反復継続して反社会的勢力を出入りさせてはならない。
- (7) 借主は、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせてはならない。
- (8) 借主は、本件土地内で有害・危険若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

第6条 解 約

第2条の契約期間満了前でも、借主は30日前までに、貸主は30日前までに予告して本契約を解約することができる。

この駐車場は、売れた時点で、賃貸、使用を中止することが条件です。売れた時点で通知し、通知のあった30日後に 使用は中止とする。

2 貸主または借主が、前項の予告期間をおかないで解約する場合は、予告期間に不足する日数分の駐車料金相当額を相手方に支払わねばならない。

第7条 契約解除

借主が次の各号に該当したときは、貸主は契約を解除することができる。

- (1) 駐車料金の支払いを1か月分以上滞納したとき。
 - (2) 第5条の禁止事項を行ったとき。但し、(5)～(6)に該当したときは、貸主は何ら催告を要することなく本契約を解除することができる。
 - (3) 本契約の各条項に違背したとき。
 - (4) その他、借主に本契約を継続し難い重大な背信行為があったとき。
- 2 貸主又借主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第4条の確約に反する事実が判明したとき。

(2) 契約締結後に自ら又は役員等が反社会的勢力に該当したとき。

第8条 貸主及び媒介業者の責任範囲

本駐車場にて駐車中の借主の車両が盗難、損傷その他いかなる事故を受けても、貸主及び媒介業者は損害賠償の義務を一切負わない。

- 2 本駐車場において地震、火災、水害等天災により借主の車両が損害を受けた場合、貸主及び媒介業者は損害賠償の義務を一切負わない。
- 3 本駐車場において、借主の故意または過失により、他の車に損害を与えた場合はすべて借主が責任を負い、貸主及び媒介業者は一切その責任を負わない。

第9条 車庫証明の発行

借主が車庫証明の発行を求めたときは、貸主は速やかに発行しなければならない。

第10条 特約事項

借主は、本駐車場と前面道路に高低差、ぬかるみ、雑草等がある現況貸をよく承知した上で、本契約を締結するものとする。万一、車両出し入れの際に車体を疵付けた場合でも、貸主及び媒介業者は一切責任を負わないものとする。

2 駐車は、隣地に対し、排気ガスがいかない向きに駐車すること。

- 3 借主は、本駐車場への出入りの際は、歩道の通行人等に十分注意しなければならない。
- 4 本駐車場は、町内自治会イベント、お茶まつり等の会場として臨時使用の依頼を定期的に受けるため、借主は、自己の駐車場使用の権利を妨げない範囲でこれに協力することを了承した。尚、依頼の際には、関係者から駐車場契約者へ直接お願いがありますのでご了承下さい。

第11条 その他

本契約に定めなき事項は民法その他関係法令及び不動産取引の慣行に従い、貸主と借主は双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

- 2 本契約に係る紛争については、本駐車場の所在地を管轄する裁判所で行う。
- 3 本契約書の各条項において、貸主とあるところは、媒介業者がこれを代行することができるものとする。
- 4 駐車場使用契約に伴い、下記の場合については、貸主、媒介業者が関係第3社へ借主の氏名及び連絡先を伝えることを承諾するものとする。
 - ① 駐車場内での事故・盗難等のトラブルが発生した場合。
 - ② 町内会行事、お茶まつり等で、イベント主催者又は関係者から駐車場契約者へ敷地使用の御願いをする場合。
 - ③ その他、緊急を要する場合。
- 5 夜8時以降は、すみやかに移動し、エンジン音をできるだけださないように隣地者に配慮すること。

本契約締結を実証するため本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保持する。

年 月 日

【貸主（甲）】住所.....島田市河原1丁目3-42.....

氏名.....有限会社.....笠井不動産.....代表取締役.....笠井高広.....㊞

【借主（乙）】住所.....

氏名.....㊞